

令和5年度 第2回四街道市指定管理者選定評価委員会
(スポーツ・都市施設等合議体) 会議概要

開催日時	令和5年8月2日(水) 13:00~16:45
開催場所	四街道市役所 分館2階 入札室
出席委員	櫻井委員(会長)、伊東委員(副会長)、祁答院委員、大江委員、原委員
欠席委員	なし
事務局	契約課:星課長、岩淵係長、橋本主任主事、影山主任主事
説明者	スポーツ青少年課:仲田課長、石渡係長、山本主事 都市計画課:君塚課長、牛玖係長、平地主事 土木課:松本課長、渡辺課長補佐、斑目係長、吉橋主任主事
開催形態	公開
傍聴者	0人

会議概要

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問(指定管理者評価依頼書をつけて諮問)
- 4 経営企画部長あいさつ
- 5 議事録署名人の選出(伊東委員、祁答院委員を選出)
- 6 議題
令和4年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価
①四街道市温水プール
②四街道市都市公園
③四街道市営駐車場及び四街道市営自転車等駐車場
- 7 答申(指定管理者評価結果通知書をつけて答申)
- 8 その他
- 9 閉会

議題 令和4年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価

①四街道市温水プール

スポーツ青少年課:(資料説明)

祁答院委員:評価資料3で、全項目がB評価となっている。A評価を目指していなかったのか。

スポーツ青少年課:評価の結果B評価となったものであり、当然A評価を目指しているものである。市の評価としてB評価としたということである。

祁答院委員:B評価としたのはなぜか。

スポーツ青少年課：A 評価には完璧というイメージがある。少しでも足りない部分があれば B 評価以下となるという認識であるため、今回は A 評価とはしていない。

祁答院委員：努力はしているが、完璧には達していないということで B 評価ということか。

スポーツ青少年課：そのとおりである。

祁答院委員：他施設の資料では、どのようなクレームがあったのかということが書かれているが、本施設の資料には記載がなかった。「サービス向上に積極的に取り組んでいたか」の評価が B となっているが、利用者からはどのようなクレームがあったか。

スポーツ青少年課：担当課にて確認した際には、クレームは特に受けていないと報告を受けている。

祁答院委員：クレームがないということはないのではないかな。言っても聞いてもらえないという利用者もいる。

スポーツ青少年課：受託者である指定管理者への聞き取りにおいてクレームはないということであった。市へ直接の意見があればそれに対して判断することができるが、クレームは受けていないという報告を受けている以上、資料のとおりの評価とした。

祁答院委員：風通しをよくしてもらいたい。何を言っても無駄だと言っている利用者もいる。

スポーツ青少年課：そのような場合には市の所管課に言ってもらえるとよい。

祁答院委員：一般の利用者は施設の窓口伝えて、聞いてくれなかったら市には伝えに行かない。クレームがなかったというのはどうかと思う。利用者へ対し不適切な言葉を使われるときもあり、不快な思いをしたこともある。きちんと教育をしてもらいたいと思う。

スポーツ青少年課：前回の会議の際にいただいた意見についても指定管理者へ伝えている。

祁答院委員：風通しをよくして、言葉遣いに気を付けてもらいたい。水泳教室の年間のミーティングで決まったことが実行されないこともあり、置き去りと感じる。利用者も人間であり、コーチをするのも人間であるため、嫌な思いをすれば利用しなくなる。

櫻井会長：受託者とは誰のことを指しているのか。

スポーツ青少年課：指定管理者である共同事業体である。

櫻井会長：祁答院委員の言うように、共同事業体から情報が入る体制運営が必要なのではないか。市が積極的に共同事業体に訴えかけて風通しをよくして欲しいと言うしかない。これまで、そうではなかったのか。

スポーツ青少年課：以前から同じ体制である。風通しについては人によって感じ方は異なると思われる。

櫻井会長：クレームがないならば、堂々とクレームがないと資料に書けばいい。話

を聞いていると、クレームはあるようだ。

スポーツ青少年課：聞き取りの結果、クレームはないということであった。

伊東委員：課長の言っていることはわかる。苦情なども含めて全てを出してもらわないと評価できない。何十年も施設を利用して実態把握をしている祁答院委員がこのような話をしているにも関わらず、合格点であるB評価なのか。指定管理者は反省すべき点や苦情などの報告をしてもらいたい。職員の態度が悪いなどの接遇を改めてもらいたい。施設所管課が現場に行って確認するのは困難だと思うので、ぜひ指定管理者に言ってもらいたい。現場の職員が苦情や対応した内容を示してもらいたい。

櫻井会長：受託者への聞き取りでクレームの話は出ないのか。

スポーツ青少年課：報告は受けていない。

伊東委員：現場の職員は苦情を聞いており、接遇が悪いという話もあるのだから、正直に報告してもらいたい。

スポーツ青少年課：本日、委員からいただいた意見について改めて共同事業体に伝え、言葉遣いや事業の進め方についても意見があったことを伝える。

祁答院委員：冬場の寒い時期に、水温の低いプールに冷たいシャワーしかなく、業務用の扇風機が回っているところで着替えなくてはならない。そのような環境は配慮に欠けている。プールの窓口に伝えたが、改善されなかった。また、シャワーの温度が低いと言っても、バルブをひねれば直ると言われたが、ひねっても直らなかったのもう一度文句を言った。シャワーの温度の上げ方を教わったが、一般の利用者はいじれない。利用者が寒いと訴えていることを、しっかりと受け止めて対応してもらいたい。

スポーツ青少年課：指定管理者へ伝えさせていただく。

伊東委員：理事長は現場の状況を把握しているのか。

スポーツ青少年課：市と同じ認識なのではないか。

伊東委員：理事長は現場を確認して、把握する必要がある。

櫻井会長：5ページにおいて、単年度とスポットは何が違うのか。

スポーツ青少年課：スポットについては年度単位での契約ではなく、単発で結んでいるものである。

櫻井会長：(株)フクシ・エンタープライズの一番金額が大きくなっている。

スポーツ青少年課：プール監視業務を行うにあたり共同事業体を組んでいることもあり、金額が大きくなっている。

櫻井会長：他にできる事業者はないのか。

スポーツ青少年課：あくまで、地域振興財団が自分たちで温水プールを管理するにあたり、共同に事業を進めるのに適した業者を探した結果が(株)フクシ・エンタープライズとなっている。

櫻井会長：以前、本委員会に来たときは他に引き受けるところはないと強気であった。

スポーツ青少年課：大々的に行っている業者が多いわけではない。

祁答院委員：プールの監視だけならば、他に良い事業者がいる。(株)フクシ・エンタープライズは監視業務ができていない。

スポーツ青少年課：監視について意見があったことは伝えさせていただく。

伊東委員：地域振興財団が指名しているのか。

スポーツ青少年課：そのとおりである。

祁答院委員：温水プールで(株)フクシ・エンタープライズの前に監視業務を行っていた事業者の監視員はしっかり行ってきていた。

大江委員：(株)フクシ・エンタープライズに変わった際に、消毒ができていないという話やマットが汚れているという話があった。

祁答院委員：以前は更衣室のすのこがべたついていることはなかったが、(株)フクシ・エンタープライズになってからはべたつきがあるようになった。また、プールまでトイレのおいがするようになっている。

スポーツ青少年課：指定管理者へ伝えさせていただく。

大江委員：評価資料3ページの備考欄において、停電が起きて86日間は短縮営業であったと記載があるが、どのような状況で安全に運営できていたのか。

スポーツ青少年課：大型施設のため外にある高圧受電設備が不具合を起こし、急に停電を起こしたものである。施設管理の業者に確認してもらい、即日復旧はしたが不安定な状態であった。修繕の手続きをとったが、半導体不足により修繕ができなかった。日中は外光で営業は可能であるが、夜間は急な停電時の安全を確保できないということで、日中のみの営業とした。修繕が完了次第、通常の営業時間に戻したという流れである。

櫻井会長：他に意見はあるか。なければ、四街道市温水プールの指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

②四街道市都市公園

都市公園(総合公園体育館等)

スポーツ青少年課：(都市公園のうち総合公園体育館等について、資料説明)

原委員：7ページの令和4年度の差引金額がマイナスになっているが、どのように処理されるのか。

スポーツ青少年課：指定管理者である地域振興財団内で処理されることとなる。あくまで、指定管理に係る精算ということでは、需用費、光熱水費が例年に比べ高騰していたため、400万円ほど追加で変更協定を行い、増額しているところだが、指定管理者の収入となる利用料金が減少した結果、マイナス

収支となった。

原 委 員：追加の400万円は収入の部の指定管理料に含まれるのか。

スポーツ青少年課：そのとおりである。

櫻 井 会 長：13ページの表はどういった内容か。

スポーツ青少年課：地域振興財団で所管している施設全体の諸経費の一覧となる。

櫻 井 会 長：管理運営費がマイナス8千万円ほどになっているが、これは何か。

事 務 局：13ページの3管理運営経費内訳に記載があるとおり、地域振興財団本体の管理運営費の収支の部の額となる。

櫻 井 会 長：地域振興財団の資料ということか。

事 務 局：そのとおりである。指定管理以外の部分も含む資料となるので、参考資料となる。

櫻 井 会 長：文化センターや保養センターというのは市の施設か。

事 務 局：そのとおりである。掲載されているのはすべて市の施設であり、地域振興財団に指定管理している施設である。

櫻 井 会 長：18ページの経理状況の下に総合評価とあるが、これは経理状況の総合評価か。それとも全体としての総合評価か。

スポーツ青少年課：15ページから評価資料3となっており、その全般的な総合評価となる。

大 江 委 員：69ページや70ページに別添写真資料とあるが、これは付いていないのか。

スポーツ青少年課：指定管理者の事業報告書が去年までは写真まで含めて130ページ程あったため、今年度は文章中心に作り変えてもらったが、その際の消し忘れたものとなる。

櫻 井 会 長：資料はないということか。

スポーツ青少年課：そのとおりである。

大 江 委 員：大雨の時など体育館で雨漏りがするときがある。17ページの修繕等において、20万円を超える案件は市にて対応とあるが、雨漏りの修繕はどのように考えているか。

スポーツ青少年課：体育館の屋根の修繕については、部分的な修繕では対応できず屋根全体の大規模修繕を行わないと、雨漏りの解消は困難な状況である。今後の予定としては、3年程度を予定し設計を行い、工事をしていく計画を立てている。雨漏りが発生する場所も都度違うため、全体的な修繕となる。今後、財政当局と調整しながら対応していく。

伊 東 委 員：1億円くらいかかると思うが、建て替えではなく修繕で対応してもらいたい。開館時間が9時となっているが、大会の時などに前もって開場することはできないか。電気等を付けなくても入ることをできるようにできないか。職員が時差出勤をすれば可能ではないか。

原 委 員：有料で時間を早めることができると聞いた。開館前のシルバー人材センターの従事者の仕事に影響があるため、その分の人件費を払えば可能とのことである。

伊 東 委 員：シルバー人材センターの従事者の時間を早めれば、人件費は変わらないのではないか。

原 委 員：シルバー人材センターとの契約で従事時間が決まっている。5時以降の延長は使用料を払えば認められるので、大会利用の際は延長を利用している。

伊 東 委 員：職員の言葉遣いが気になる。できないと突き放す言い方ではなく、気を付けてもらいたい。

事 務 局：開館時間については条例で定められているものである。また、前回会議において、都市公園の仕様書について審査していただいたが、そこにも記載があるとおり、指定管理者から事前申請があった際に開館時間を変更することが可能であるとされている。そのため、当日の状況を見てシルバー人材センターとの契約を含め、柔軟的に対応するのは難しい。

櫻 井 会 長：64ページに記載されている職員研修は市が関係しているのか。

スポーツ青少年課：施設所管課としては関係していない。指定管理者の職員の研修である。

櫻 井 会 長：研修を受ける人数が少なく心配である。

スポーツ青少年課：業務内容によって研修を選択しているものである。

櫻 井 会 長：木製床管理者養成講習会は1名しか参加していないが、問題ないのか。

スポーツ青少年課：アリーナが板張りであり、ささくれが立つ場合があるため、維持補修の研修を受けているものである。外部研修に業務の合間を縫って参加しているため、単年度に大人数の参加ができないものである。

櫻 井 会 長：70ページの不審者・暴漢対策に記載があるカラーボールとは何か。

スポーツ青少年課：銀行などに設置されている野球ボールのようなものであり、投げて当たるとペンキのようなものが付くものである。

櫻 井 会 長：同じ70ページに記載があるドクターヘリはどこに着陸するのか。

伊 東 委 員：中央公園などである。総合公園のテニスコートの利用者がシャワーを利用しようとしたら使えない。テニスコートの所管が違うからというが、利用者にはわからない。利用できるようにならないか。

櫻 井 会 長：テニスコートの利用者はシャワーを使えない旨の広報が必要である。

原 委 員：シャワーは体育館の中を使用している利用者が使う施設とのことであり、野球場の利用者も利用できない。シャワー代も使用料に含まれているとのことであった。体育館の外の施設の利用者はトイレも体育館の外のものを使用する。シャワーを利用する人を把握するためにも分けているようである。伊東委員の言うとおおり、言葉遣いには気を付けてもらいたい。

44ページ、45ページにお客様からの苦情等が記載されているが、これらは窓口での意見か。

スポーツ青少年課：指定管理者が窓口で受けた意見等をまとめたものである。

原 委 員：総合公園体育館に限る話ではないが、受付でのアンケートがあるが、メールやフォームの方が回答しやすいので、検討してもらいたい。

スポーツ青少年課：指定管理者へ伝えさせていただく。

櫻井会長：他に意見はあるか。なければ、四街道市都市公園の総合公園体育館等に係る指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

続けて、都市公園のうち総合公園体育館等を除いたものについて質疑する。

都市公園（総合公園体育館等を除く）

都市計画課：（都市公園のうち、総合公園体育館等を除いたものについて、資料説明）

櫻井会長：18ページの経理状況の下に総合評価とあるが、これは全体としての総合評価という意味でよいか。

都市計画課：そのとおりである。

櫻井会長：9ページの支出の部の需用費が3年度と比較して増えているのはなぜか。

都市計画課：社会情勢等により、ガソリン代等が高騰したことによるものである。また、消耗品を購入したりしたものである。電気代も関連している。

櫻井会長：具体的に内訳を報告できるようにしてもらいたい。

都市計画課：今後、そのようにさせていただく。

伊東委員：職員の応接・応対を改善してもらいたい。テニスコートの利用者がシャワーを使えないことを理由も踏まえて説明してもらえれば納得できる。

都市計画課：体育館に常駐しているのは指定管理者の職員であるため、スポーツ青少年課と連携して対応させていただく。

原 委 員：緑ヶ丘第9幼児公園のブランコが度々、黄色のテープが巻かれて修理中となるが、そのようなものなのか。

都市計画課：指定管理者にて月1回、巡回し点検している。目で見て安全かどうか確認をしているため、その場で少しでも危険と判断されればテープを巻いている。その後、確認し問題ないと判断されテープが剥がされることとなる。

櫻井会長：103ページ以降の点検表の判断はどのようにされているのか。

都市計画課：Aは異常なし、B、Cは比較的軽度な不具合であり、より重めなものがCとなる。Dは危険という意味となる。遊具だけでも市内で700～800程あるため、修繕が必要なものは多くある。

櫻井会長：点検表には数字もあり、統一性がない。

都市計画課：遊具や施設関係については点検基準があり、その判断のランクがA～Dとなっている。その他、塗装の状態やさびの発生状態については、別の基準がある。

伊東委員：市内で公園はどれほどあるのか。

都市計画課：169か所である。

櫻井会長：205ページに身障者用トイレの開閉ができず使用中止措置とした記載があるが、現在はどうなっているか。

都市計画課：現在、使用できる状態となっている。

大江委員：240ページあたりの総合公園の庭球場利用者についての報告が多く掲載されており、丁寧な対応されている。

都市計画課：今年も何回か相談を受けている。警察にも相談しており、何かあれば呼ぶように言われている。

祁答院委員：何回か無断キャンセルした人は、利用の条件を付与するなどできないのか。

都市計画課：無断キャンセルは予約システム上では、その時間になるまで現場でも確認できない。

櫻井会長：他の利用者の迷惑になるのは問題である。

祁答院委員：キャッシュレス決済にすれば、支払いを求める手間はなくなるのではないか。

都市計画課：以前検討したが、利用するにあたり登録料がかかる。さらに手数料もかかるので、費用対効果の観点では導入は難しいところである。報告の件については、最終的には利用停止も視野に入る可能性はあるが、現行では利用停止にかかる規則がない。公平性の観点を確認しながら検討する必要がある。

櫻井会長：このような報告は文書で上がってくるのか。

都市計画課：まず口頭で連絡があり、後に文書で報告がある。

櫻井会長：どのような人が市で把握はしているのか。

都市計画課：把握している。

櫻井会長：警察で対応してもらえるのか。

都市計画課：状況によるが、現場を確認し恫喝しているとなれば対応できると考えている。

大江委員：ホームレスの報告もあったが、どのように対応しているのか。

都市計画課：市では福祉部局が担当となるが、住み込みで働ける施設をあっせんしたケースもある。

祁答院委員：220ページにボール遊びについての報告があるが、市内でボール遊びができる場所がない。他の自治体で子どもの声は騒音ではないと表明した自治体もあったが、四街道市もボール遊びができるようになり、子

どもの声は騒音ではないというようになればよい。

都市計画課：子どもの声については国の方針が定まっていない状況である。市としては国の動向を注視していきたい。

祁答院委員：以前、公園で外国籍の方がボール遊びをしていたが、周りの人も注意できずにいた。禁止であるならば、外国籍の方にも伝わるように公平に表示してもらいたい。

都市計画課：小さい公園だと、ボール遊びで窓を割られてしまうケースがある。公園の周りに住む方の理解を得ることができないと、ボール遊びについて許可することは難しい。

祁答院委員：そうであれば、ボール遊びができる公園を多く作ってもらいたい。

都市計画課：ボール遊びとしてはスポーツ施設をご利用いただくのがよいと思われる。

原 委 員：246ページにたばこについての報告があるが、公園内は喫煙を許可することも禁止することもしていないと記載がある。今も規定はないのか。

都市計画課：公園内は火気厳禁であるため、たばこもそこに含まれる。

原 委 員：そうであるならば、この説明内容は誤りではないか。

都市計画課：子どもが遊ぶ場所でもあるため、吸わないようにという対応をしたい。

祁答院委員：公園内の飲酒はいいのか。

都市計画課：明確に規定はないが、他の方に迷惑をかけなければ問題ないとしている。しかし、ゴミを置いて帰ってしまうケースが多いので飲酒を見つけたら、注意をしている。

伊 東 委 員：総合公園の庭球場について、キャンセルになってコートが空いているならば、飛び込みでも利用可能にならないか。

都市計画課：ルール上は、前日までにキャンセルしてもらうこととなる。当日、キャンセルされていれば、当日の申し込みは可能である。キャンセルされないと、予約システム上で予約状態のままとなるので、当日の申し込みができない。

大 江 委 員：前日までにキャンセルしなかった人のリストを作成するなどできないのか。

都市計画課：予約時間になっても来ないが、30分や1時間遅れで来るケースがある。利用の権利は持っているが、事情により遅れてきたということもあるため、時間が来て、空いているから他の人に利用させることが難しい。

櫻 井 会 長：他に意見はあるか。なければ、四街道市都市公園の指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

③四街道市営駐車場及び四街道市営自転車等駐車場

土 木 課：(資料説明)

櫻井会長：15ページの表を大きくしてもらいたい。シルバー人材センターは1者随意契約となっているが、基準はあるか。

土 木 課：シルバー人材センターとの契約については、高齢者雇用の促進の観点から随意契約となっている。

櫻井会長：額の基準がないということか。

土 木 課：シルバー人材センターの場合はそのとおりである。しかし、他と比較してシルバー人材センターとの契約額が安くなるのは事実である。

大江委員：46ページからセコムの報告が詳しく掲載されている。セコムの24時間遠隔装置システムを利用しているのはいつからか。

土 木 課：元々、24時間のシステムによる管理は行われていなかったが、時間外の対応もあるなかで、指定管理者からの提案によりシステムを導入した経緯がある。正確ないつから導入したかについては、手元に資料がないため答えられないが、数年のうちに導入したものになる。実際の状況として、セコムを要請しても対応できないケースもあり指定管理者と市で対応した事例もあり、システム導入したものである。

伊東委員：15ページにおいて、セコム株式会社は指名競争入札での選定となっている。また、一番下の何者の入札であったのか。

土 木 課：5年前の資料が手元にないので、具体的に何者の入札があったかわからないが、それぞれの業務ができる業者での入札となる。

櫻井会長：金額は単年の金額か。

土 木 課：そのとおりである。令和4年度の金額である。

伊東委員：今回はセコムだったということだが、5年間の契約が終わって次の契約を結ぶときに、前回踏襲ではなく経費を抑えるために入札で選定してもらいたい。

櫻井会長：入札ということは、プレゼンをするのか。

土 木 課：プレゼンはなく価格競争のみである。

大江委員：44ページの特記事項に書いてあるような対応をしてもらえると、市民も安心して利用できると感じた。

土 木 課：ありがたい。

櫻井会長：全体的に管理をしっかりしてくれている。76ページに経費の縮減に関する考え方が記載されているが、本施設のみ記載がある。指定管理者制度の大きな目標である経費の縮減を意識しているのは良いことである。他に意見はあるか。なければ、四街道市営駐車場及び四街道市営自転車等駐車場の指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

令和4年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価に係る答申（案）

①四街道市温水プール

事務局：(資料説明)

櫻井会長：事務局からの説明に対して意見等はあるか。なければ「令和4年度四街道市温水プールに係る指定管理者評価表」については原案のとおりと決定し答申する。

②四街道市都市公園

事務局：(資料説明)

櫻井会長：事務局からの説明に対して意見等はあるか。なければ「令和4年度四街道市都市公園に係る指定管理者評価表」については原案のとおりと決定し答申する。

③四街道市営駐車場及び四街道市営自転車等駐車場

事務局：(資料説明)

櫻井会長：事務局からの説明に対して意見等はあるか。なければ「令和4年度四街道市営駐車場及び四街道市営自転車等駐車場に係る指定管理者評価表」については原案のとおりと決定し答申する。

答申後、閉会